

【保護者のみなさまへ】

# 令和4年度就学援助についてのお知らせ

湯浅町教育委員会

就学援助とは、経済的理由により就学が困難な児童または生徒の保護者に対し、お子さまの学校生活に必要な費用の一部を湯浅町が援助する制度です。就学援助は保護者の申請に基づき、世帯全体の前年所得額を基準として湯浅町教育委員会が判定します。

## ◎ 援助を受けることができる方

湯浅町に居住し、公立の中学校に通学している生徒の保護者

- 1 要保護者（生活保護を受けている方）
- 2 準要保護者（教育委員会が認定基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた方）

## ◎ 援助の内容

- 1 要保護者・・・修学旅行費、卒業アルバム費
- 2 準要保護者・・・学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費  
修学旅行費、PTA会費、生徒会費、学校給食費、卒業アルバム費

【平成24年度より下記費用も支給対象となりました】

- ・クラブ活動費 運動部：ユニフォーム代金等の経費（毎年支給）  
文化部：部員が一律に負担すべきこととなる経費のみ
- ・体育実技用具費 柔道着代金（3年間で1回のみ支給）

\*クラブ活動費・体育実技用具費とも学校が取りまとめて発注・集金したものに限り、学校と教育委員会とで審査の上、決定します。

## ◎ 援助を受ける手続きは

- 1 就学援助費受給希望調書に必要事項を記入し、4月13日(水)までに担任の先生へ提出してください。
- 2 昨年援助を受けた方も必ず提出してください。

詳しい内容については、湯浅町教育委員会（63-1111）または学校までお問い合わせください。

----- き り と り 線 -----

## 令和4年度 就学援助費受給希望調書

令和 年 月 日

湯浅中学校長 様

年 組

生徒名

保護者名

㊦

援助を希望する方は、該当する項目の番号に○印をつけて下さい。

- 1 家庭状況に変わりがないため今年も希望する。（昨年も受給）
- 2 生活に困窮しているため、今年も援助を希望する。